|  |
| --- |
| **中古の畜産機械施設リースのご案内** |

**【中古の畜産機械施設の貸付要件】**

　　次の要件をみたす中古の畜産機械施設は、（公財）畜産近代化リース協会のリース対象となります。

　　なお、借受者等からの要望を受け、平成２８年４月の貸付けから、機械施設の種類の限定及び残存期間3年以上という貸付要件は、削除されました。

**１　取得価額**

取得価額が、新品時の販売価額を上回らないこと。

**２　古物商に係る営業の許可**

　　　　借受者（再貸付けにおける農協等）及び再貸付団体（再々貸付けにおける農協等）並びに販売業者は、古物営業法に定める古物商の免許を有していること。

上記の要件を満たせば、通常の貸付申請と同じ方法で中古の畜産機械施設のリースが受けられます。

（注） 中古の畜産機械施設の申請は、新品の貸付申請とは、別葉で提出願います。

**【貸付期間について】**

○　中古の畜産機械施設のリース期間は、新品についての法定耐用年数及び法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）に応じ、下表に定めるとおりです。

**【保険の加入について】**

・　最終借受者（酪農家等）が動産総合保険料を負担し、協会を受取人とする「動産総合保険」に加入していただきます。

・　最終借受者の任意で、信用保険に加入できます。

リース料の支払事例



　　　詳しいことをお知りになりたい方は、道府県畜産協会、最寄りの農業協同組合又は当協会までご連絡ください。

|  |
| --- |
| **公益財団法人 畜産近代化リース協会****ＴＥＬ ０３－３５８４－０８９９****ＦＡＸ　０３－３５８４－０７５８** |

（令和元年10月）